

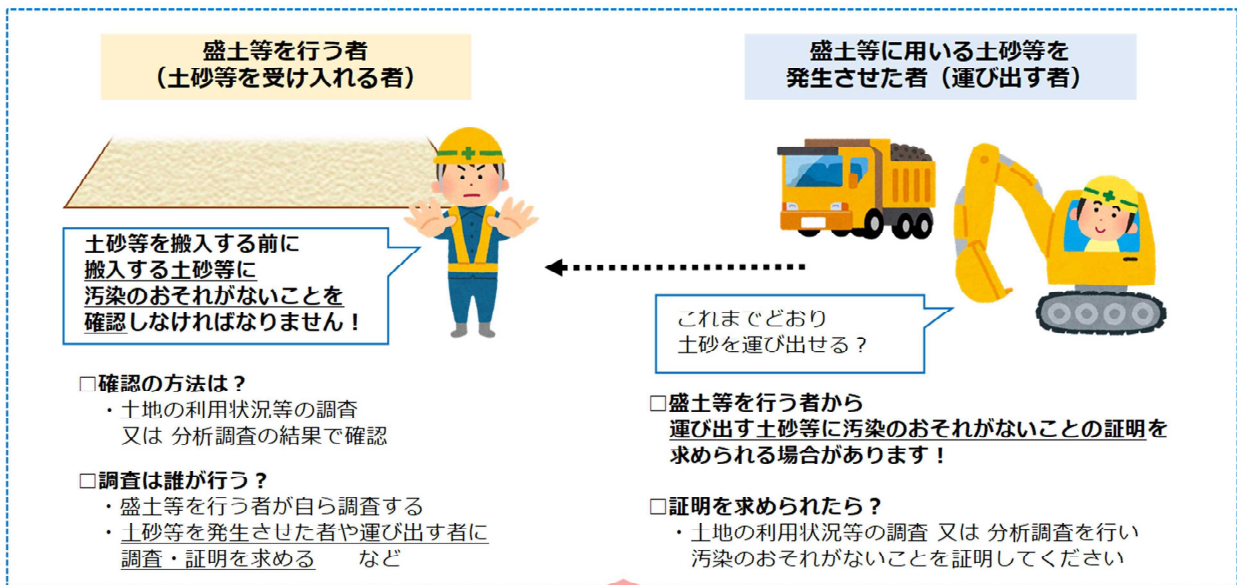
【盛土等の許可の有無にかかわらず確認が必要】

搬入する土砂等に汚染のおそれがないことの確認について

- (！) 盛土等の許可の有無にかかわらず、土砂等を搬入する前には「土砂等の発生元」及び「搬入土砂等に汚染のおそれがないこと」を確認しなければなりません。
- (！) 本ページから p. 47 までで解説する内容は、盛土等の許可の有無にかかわらず、共通した内容となっています。

搬入する土砂等に汚染のおそれがないことの確認のイメージ

条例の許可を受けて盛土等を行う者は、盛土等に用いる土砂等に汚染のおそれがないことの確認が必要です！



**（大前提）土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行うことはできません！**

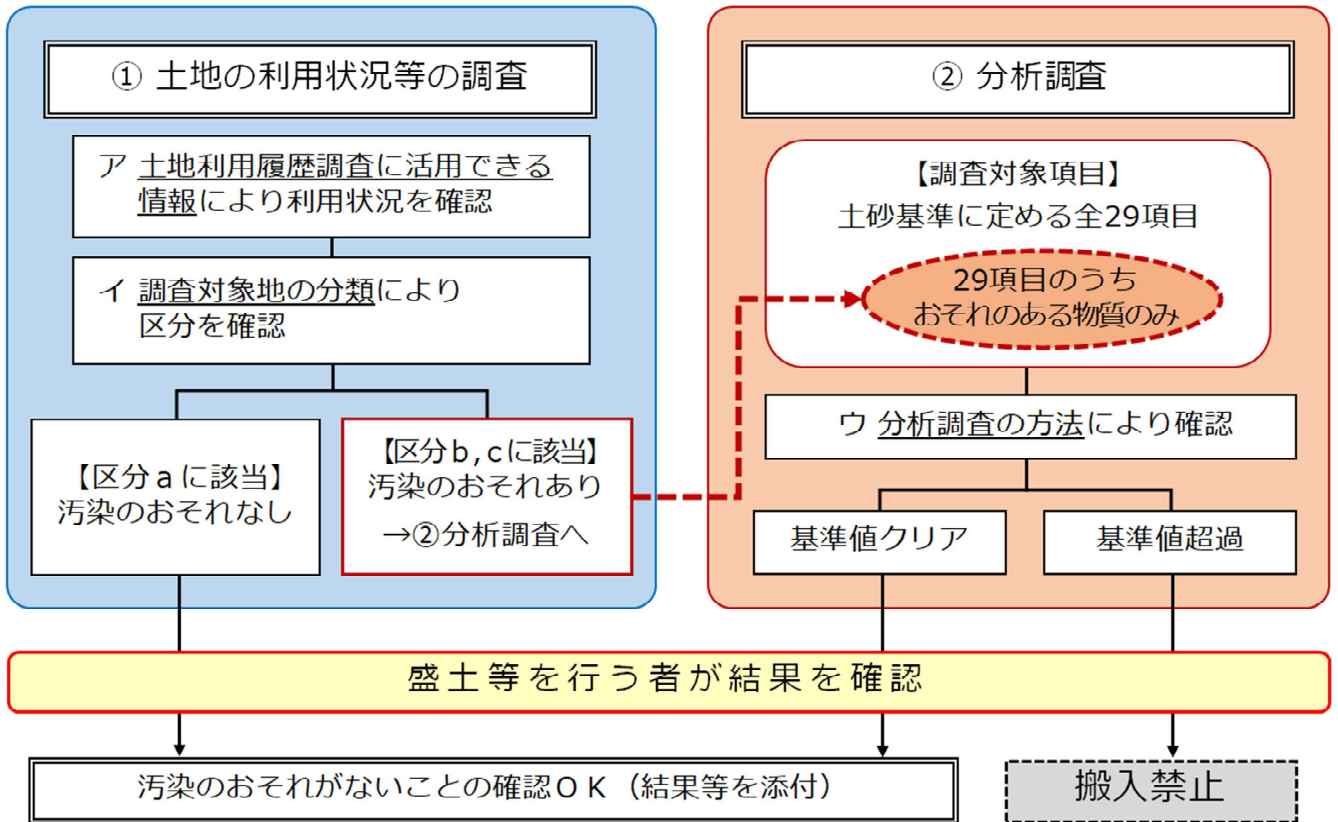
【盛土等の許可の有無にかかわらず必要なこと】

- ・条例第8条に「何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない」ことが明記されました。（図中「大前提」部分）
- ・このことから、盛土等の許可の有無にかかわらず、搬入する土砂等に汚染のおそれがないことを確認しなければならなくなりました。

【盛土等の許可を受けた者の義務】

- ・盛土等の許可を受けて盛土等を行う者は、土砂等の搬入前に行った確認の結果を県に報告する必要があります。

○ 「搬入土砂等に汚染のおそれがないこと」を調査する方法



- ①又は②、どちらの調査で開始しても構いません。
- [①土地の利用状況等の調査] から開始する場合は p. 41 へ。
- [① 土地の利用状況等の調査] から [② 分析調査] に移行（①の調査にて区分 b 又は c に該当）する場合は p. 44 へ。
- [②分析調査] から開始する場合は p. 47 へ。
- 条例で定める土砂基準については p. 11 へ。

【土砂等の搬入前の調査手順】①土地の利用状況等の調査から始める場合

①土地の利用状況等の調査

- ・「ア 土地利用履歴調査に活用できる情報」（p. 42）を用いて、盛土等を行う区域（以下「調査対象地」という。）の土地の利用状況等を調査し、以下に挙げる項目について可能な限り遡って調査してください。

- 土地の利用の状況
- 有害物質の製造、使用又は処理の状況
- 有害物質による土壌又は地下水の汚染の概況
- その他、調査対象地における土砂基準物質による汚染

- ・土地の利用状況等の調査結果の整理は、参考様式第2号を活用ください。
- ・アの情報のうちのいずれかで土地の利用状況を証明できる場合は、当該情報のみを用いて調査を行っていただいて構いません。
- ・アの情報を活用して調査した結果を「イ 調査対象地の分類」に当てはめて分類してください。  
⇒分類の結果【a 汚染が存在するおそれがないと認められる土地】に該当した場合は、土砂基準に適合していることを確認できたものとします。  
⇒分類の結果【b 汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地】又は【c 汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地】に該当した場合は、調査対象地において使用されたおそれのある物質に絞って「② 分析調査」を実施する必要があります。

ア 土地利用履歴調査に活用できる情報

情報	概要
現況地図・写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影日、撮影位置がわかる資料としてください。</li> </ul>
過去の国土地理院の地図 過去の住宅地図 過去の航空写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の利用状況が変化したこと（例：田→住宅）又は変化のないこと（例：田→田）が確認できる時点まで調査してください。</li> <li>・国土地理院又は国土交通省のホームページにて概ね昭和20年代以降の航空写真を閲覧・入手できます。</li> </ul>
ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象地の周辺住民や関係者（調査対象地が事業場の場合は過去の従事者等）へのヒアリングも有効です。</li> </ul>
土地、建物の登記簿 （登記事項証明書）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の利用状況等の履歴や工場、事業場の名称等の把握のため、登記事項証明書を確認してください。</li> <li>・当該土地を管轄する法務局で入手できます。</li> </ul>
行政保有情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質の使用等の情報については、水質汚濁防止法、下水道法の有害物質使用特定施設や貯蔵施設の届出、ダイオキシン類対策特別措置法の届出、特定事業場の有無等で把握することができます。</li> <li>・当該土地を管轄する都道府県や市町で入手できます。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記資料のほか、土地の地質の情報（自然由来による汚染の情報等）、汚染のおそれを把握する上で必要な情報がある場合には、土地の利用状況等の履歴を調査するにあたり必要と考えられる資料を適宜調査してください。</li> </ul>

イ 調査対象地の分類

区分	a	b	c
利用履歴	住宅、山林、田畑等、 <u>土砂基準物質の使用等 がなかったことが明らか な土地</u>	土砂基準物質を直接扱っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地（工場の事務所、作業場、資材置場、倉庫、中庭等）	<u>a及びb以外の土地</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂基準物質の製造、使用、貯蔵、処理等が行われた土地</li> <li>・過去に当該土地や隣接地等において汚染が認められた土地</li> </ul>
分類	<u>汚染が存在するおそれがないと認められる土地</u>	<u>汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地</u>	<u>汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地</u>
対応	調査終了	使用されたおそれのある物質に絞って 分析調査を実施 （「ウ 分析調査の方法」を参照）	

※ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条に規定する特定施設があった土地を【c 汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地】に分類してください。

【調査手順】①土地の利用状況等の調査から②分析調査に移行する場合

②分析調査

- ・①「イ 調査対象地の分類」で【a 汚染が存在するおそれがないと認められる土地】以外に分類された場合は、使用されたおそれのある土砂基準物質について「ウ 分析調査の方法」に基づいて調査を実施し、土砂基準に適合していることを確認してください。
- ・①の調査を行わずに、②の調査から開始する場合は、p.47を確認してください。

使用されたおそれのある土砂基準物質を絞り込む方法

- ・使用されたおそれのある土砂基準物質については、以下のような方法で絞り込むことができます。
  - 土砂基準物質を使用していた施設の所有者等へのヒアリング
  - 水質汚濁防止法の届出の有無等、行政保有情報の確認
- ・調査対象地において使用されたおそれのある土砂基準物質を絞り込めない場合は、土砂基準に定められた全29項目の物質について分析調査を実施する必要があります。

## ウ 分析調査の方法

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂基準（別表第1）のうち、調査対象地で使用していたこと等を把握した物質<sup>※</sup>の調査を実施する。</li> <li>・土砂基準に含有量基準が定められている物質については、含有量基準を含めて調査する。</li> </ul>
試料採取調査頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「①土地の利用状況等の調査」の結果に基づき、次の頻度で実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>【b 汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地】 ⇒ <u>900 m<sup>3</sup>毎に1回</u></li> <li>【c 汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地】 ⇒ <u>100 m<sup>3</sup>毎に1回</u></li> </ul> </li> <li>・上記の土砂量に満たない場合でも、1回の試料採取・調査が必要。 (例) 土砂等の発生場所に過去に工場があり、有害物質の使用があった土地（イの分類で【c】に該当） ⇒土砂等の発生量が50 m<sup>3</sup>の場合の調査頻度…1回</li> </ul>
試料採取方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂等の中心部分（当該土砂等において基準不適合土砂等が存在するおそれが多いと認められる部分にあつては、当該部分）の土砂等を採取すること。</li> </ul>
分析方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[4-2（2）エ 分析方法]（p.20）と同じ。</li> </ul>
分析を行う者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計量証明事業者</li> </ul>

※調査対象地において使用されたこと等を把握した物質が下記〔分解生成物として調査が必要な項目〕の左欄に掲げる物質である場合は、右欄に掲げる物質（分解生成物）も含めて調査する必要があります。

## エ 分解生成物として調査が必要な項目

物質	分解生成物
四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン

## 【解説】

使用されたおそれがある土砂基準物質については、以下のような方法で  
絞り込むことができます。

- ・土砂基準物質を使用していた施設の所有者等からのヒアリング
- ・水質汚濁防止法の届出の有無等、行政保有情報の確認

※使用されたおそれがある土砂基準物質を絞り込めない場合

土砂基準に定められた全ての物質について、分析調査を実施する必要  
があります。



## 【調査手順】②分析調査から開始する場合

- ・すべての土砂基準物質について「オ 直接分析調査を行う方法」に基づき、調査を実施してください。
- ・分析調査の結果、土砂基準に適合している場合は「汚染のおそれがないことの確認」ができたとみなすことができます。

## オ 直接分析調査を行う方法

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂基準（別表第1）の全ての物質について調査を実施する。</li> <li>・土砂基準に含有量基準が定められている物質については、含有量基準も調査する。</li> </ul>
試料採取 調査頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>100 m<sup>3</sup>ごとに1回、調査を行う。</u></li> <li>・土砂等の発生量が100 m<sup>3</sup>に満たない場合でも1回の試料採取・検査が必要です。</li> <li>（例）土砂等の発生量が50 m<sup>3</sup>の場合⇒1回</li> </ul>
試料採取方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂等の中心部分の土砂等を採取すること。</li> </ul>
分析方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂基準の分析方法（4-2（2）③）と同じ。</li> </ul>
分析を行う者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計量証明事業者</li> </ul>

## 《改良土又は再生土の場合》

- ・全ての土砂基準物質について分析調査を実施し、土砂基準に適合していることを確認してください。
- ・また、改良土又は再生土の場合は、その製造場所や製造方法等をあわせて確認する必要があります。
- ・再生土又は改良土の製造者に、すべての土砂基準物質の分析結果（写しで可）及び製造工程が分かるもの（処理フロー図）を求めてください。
- ・再生土又は改良土の製造者は、土砂基準に適合した製品を適正に販売するためにも、販売するロット単位等、適切な頻度で分析を行う必要があります。  
⇒「オ 直接分析調査を行う方法」に記載のとおり「100 m<sup>3</sup>ごとに1回」の頻度で調査を行う必要はありません。